

社会福祉法人恒勝会特別養護老人ホームへの入所
及び入所の判定等について

第1 入所対象者

施設への入所対象者は、要介護3から要介護5のいずれかに認定された方及び、居宅において日常生活を営むのが困難なことについてやむを得ない事情があることによる要介護1または要介護2の方の特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められる方とします。

第2 入所の申込み

入所申込みに必要な書類は、次のとおりです。

- (1) 入所申込書（様式1）
- (2) 入所希望者の介護保険被保険者証の写し
- (3) 直近3ヶ月分の介護保険サービス利用票及び別表の写し
- (4) その他施設が要求する書類

※要介護1または要介護2の方の場合、上記書類のほかに、特例入所に該当し、居宅において日常生活を営むことが困難なことについて、やむを得ない事由など必要な情報を「特例入所にかかる理由書」に記載して下さい。

第3 入所の必要性の評価基準

入所の必要性の評価は、別表の「入所評価基準表」により行います。

第4 入所の順位

入所の順位は、入所評価基準表により評価し、評価点の最上位の方から次の事項を勘案して決定します。

- (1) 施設の居室の特性、ベッドの特性等
- (2) 入所申込者の諸事情
 - ア 認知症症状による問題行動
 - イ 待機期間
 - ウ 家屋の環境的要因
 - エ 経済的事情
 - オ 介護者の介護に対する理解及び精神的負担等
- (3) その他の事情

第5 入所順位の公平な決定

入所の決定を円滑かつ公平に行うため、施設職員及び水戸市の職員による入所検討委員会を設置し、評価を行います。委員会は、原則として月1回以上開催します。

委員会の構成メンバーは、次のとおりです。

- ・施設長
- ・介護支援専門員
- ・生活相談員
- ・チーフヘルパー
- ・主任看護師
- ・水戸市の担当職員

第6 特例入所

特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮することとします。

- (1) 認知症である者であって、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- (2) 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- (3) 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- (4) 単身世帯である、同居家族が高齢または病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

施設は、要介護1または要介護2の方から申込があった場合には、保険者市町村に対してその申込内容を報告するとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するが否かを判断するにあたって適宜その意見を求めます。

施設は、保険者市町村からの意見があった場合は当該意見の内容も踏まえ、入所検討委員会において特例入所の必要性を判断します。

特例入所対象者として認められた方は、例外的に特養の申込みができるということであり、実際の入所の判定にあたっては、要介護3以上の他の入所申込者と同じ審査基準で判断します。

第7 優先入所

次のいずれかに該当する場合は、評価点にかかわらず、優先的に入所する場合があります。

- (1) 市町村から次の理由による依頼があったとき。
 - ア 老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置委託
 - イ 家庭における虐待や介護放棄、事故や災害の発生等の事情による入所依頼
- (2) 施設に入所していた方が長期入院により退所した後、再度入所を希望し、かつ居宅における介護が引き続き困難であると認められるとき。

第8 実施期間

以上の取り扱いは、平成27年4月1日からとします。